

公 費 の 一 覧

公 費 の 一 覧									
		乳 幼 児 ・ 子 ど も							ひとり親
年齢		0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18		
市町村									
1	熊本市	141 乳児負無	441 熊子ども			541 熊子中			143 熊親1/3
2	八代市	480 八菊美						熊本市障害 142 障害負無 342 熊障1/3	
3	人吉市	580 人吉子ども							
4	荒尾市	480 八菊美							
5	水俣市	741 水俣子							343 水俣親
6	玉名市	480 八菊美(入院適用可)							
7	山鹿市	180 乳幼児 ^{注1}							
8	菊池市	480 八菊美							
9	宇土市	180 乳幼児 ^{注1}							443 菊池親
10	上天草市	180 乳幼児 ^{注2}						宇城市障害 185 宇城障	
11	宇城市	180 乳幼児	780 宇城子(外来上限額1,000円、入院上限額2,000円※償還払い)						
12	阿蘇市	680 阿蘇こども ^{注3}							
14	合志市	480 八菊美							
15	美里町	480 八菊美(入院適用可)							
16	玉東町	180 乳幼児 ^{注1}							
17	南関町	180 乳幼児							
18	長洲町	641 長洲子							
19	和水町	180 乳幼児							
20	大津町	180 乳幼児							
21	菊陽町	380 菊陽子ども ^{注5}							
22	南小国町	180 乳幼児 ^{注6}							
23	小国町	180 乳幼児 ^{注6}							
24	産山村	180 乳幼児 ^{注7}							
25	高森町	180 乳幼児 ^{注8}							
26	西原村	180 乳幼児							
27	南阿蘇村	480 八菊美							
28	御船町	180 乳幼児 ^{注1}							
29	嘉島町	180 乳幼児 ^{注1}							
30	益城町	180 乳幼児							
31	甲佐町	480 八菊美							
32	山都町	180 乳幼児 ^{注9}							
33	氷川町	180 乳幼児							
34	芦北町	180 乳幼児 ^{注9}							
35	津奈木町	180 乳幼児 ^{注1}							
36	錦町	480 八菊美							
37	多良木町	480 八菊美							
38	湯前町	180 乳幼児							
39	水上村	180 乳幼児							
40	相良村	180 乳幼児							
41	球磨郡・五木村	480 八菊美							
42	山江村	180 乳幼児 ^{注10}							
43	球磨村	480 八菊美							
44	あさぎり町	480 八菊美							
45	苓北町	180 乳幼児							
46	天草市	360 天草子 ^{注1}							183 天草親

【子ども医療】

- 141・乳児負無、180・乳幼児（上限額0円）
- 441・熊子ども（上限額700円）、541熊子中（上限額1,200円）
- 480・八菊美、641・長洲子、741・水俣子、641阿蘇こども（上限額0円、21,000円を超えたら償還払い）
- 580・人吉子ども（上限額0円、20,000円を超えたら償還払い）

注1: **山鹿市、玉東町、嘉島町、御船町、津奈木町、天草市子ども医療** (21,000円を超えたら償還払い)
注2: **上天草市子ども医療** (上天草市内のみ有効。市外は償還払い)
注3: **680 阿蘇こども** (阿蘇市内のみ有効。市外・入院は償還払い)
注5: **菊陽町子ども医療** (20,000円を超えたら償還払い)
注6: **南小国町・小国町子ども医療** (南小国・小国・阿蘇市内の一部の医療機関のみ有効。市外は償還払い)
注7: **産山村子ども医療** (15～18歳は高校生のみ対象)
注7: **高森町子ども医療** (高森町内のみ)
注8: **山都町子ども医療** (山都町内のみ有効。町外は償還払い)
注9: **芦北町子ども医療** (芦北水俣管内のみ有効。市外は償還払い)
注10: **山江村子ども医療** (球磨郡・人吉市内のみ有効。市外は償還払い)

【ひとり親】

- 143・熊親1/3 (一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)
- 243・親償還 (対象地域以外は償還払い)
- 343・水俣親1/3 (一部負担金の1/3を負担。水俣市で運用。)
- 183・天草親 (一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)

【重度心身障害者医療】

- 342・熊障1/3 (熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)
- 442・熊障負無 (熊本市で運用。342に該当しない患者様に適用。自己負担無)
- 185・宇城障 (外来上限1,020円、入院上限2,040円)

熊本市医療費助成制度の計算方法変更について

令和4年5月25日提供のプログラムより、熊本市の「**重度心身障がい者医療**」及び「**ひとり親家庭等医療**」の負担金計算方法が下記のように変更されております。

主保険の負担割合に相当する金額
(1円単位) × 1 / 3 (小数点以下切り上げ)
例) 総点数 312 点で負担割合が3割の場合
312 × 3 割 = 936 円
936 円 × 1/3 = 312 円 (患者窓口負担) (小数点以下切り上げ)